

町に提出する書類について

日本相談支援専門員協会「サービス等利用計画作成サポートブック」に掲載されている次の表を参考にしてください。

支給決定プロセス		「サービス等利用計画」の様式							サービス等調整会議事録等、独自の様式 アセスメントシート、ニーズ整理票、	
		様式 1-1	様式 1-2	別紙 1	別紙 2	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1		様式 3-2
		サービス等利用計画案	サービス等利用計画案（週間）	申請者の状況（基本情報）	申請者の状況（基本情報）（週間）	サービス等利用計画	サービス等利用計画（週間）	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画（週間）	
①支給決定前		●	●	●	●					○
②支給決定後						●	●			
③ モニタリング	障害福祉サービスの種類や量が変更になる場合	●	●	○	○			●		○
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合			○	○			●	●	○
	特に変更がない場合							●		○

原則提出をお願いします

●必須提出、○必要に応じて提出

※様式については、国の標準様式のほか、明石市、神戸市で独自に定めている様式でも可。（児童については、兵庫県ホームページに兵庫県版の様式あり）

各書類の提出時期について

モニタリング	実施月の翌月15日まで
計画	作成後、請求する月の15日まで
計画案	更新月の15日まで

●その他、記録が必要な加算については、各事業所において5年間保存してください。加算の請求のために記録を提供していただく必要はありませんが、求めがあった場合には提出してください。また、報酬支払の審査の過程で、加算の請求について問い合わせることがありますこと、ご了承ください。

モニタリング期間について

原則は国の標準期間としています。それ以外の場合には、その理由を計画案に記載するようにしてください。

モニタリング期間の変更（追加）について

モニタリング期間変更申請書（ホームページからダウンロードできます）に受給者証を添えて、福祉グループ窓口まで提出してください。

モニタリング月の変更について

利用者の都合等により、モニタリング月が1か月ずれるという場合には、電話で連絡してください。

電話での計画作成・モニタリングについて

新型コロナウイルス感染症拡大による事業所の自粛や利用者からの要望により、自宅訪問が困難な場合、電話等により実施することは差し支えありません。計画・モニタリング報告書にその旨を記載するようにお願いします。

参考) 令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課 障害福祉課 発出「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施について」

支給決定の変更申請に係る受給者証の交付について

サービスの追加など、変更申請に係る受給者証の交付については、申請書と計画案の提出後、1週間程度かかります。急な申請には対応できませんので、余裕をもって手続きをお願いします。

（審査会を要する変更については、1か月以上かかります。）

受給者証の写しの交付について

毎月1～15日までに更新分を16日に、16日～31日までの更新分を翌月1日に、各事業所に送付しています。

【その他】メールでのお知らせについて

播磨町からお知らせがある場合、メールを送信させていただきます。（制度のお知らせ、よくある問い合わせへの回答など）

播磨町役場 福祉グループ 高齢障害福祉チーム

〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

電話：079-435-2361 FAX：079-435-0831

Mail：fukusi01@town.harima.lg.jp